

報告第十五号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十三年六月二十八日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

No. 1

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	仮称江戸川区東・西地区 区民施設新築工事	株式会社トヨタ工業 代表取締役 高野 孝吉	22. 3. 23 (238 日間)	円 806, 085, 000	今回 23. 2. 25	円 821, 096, 850(15, 011, 850) (1. 9%)	利用者の利便性と快適性の向上のため、ラウンジへの可動間仕切りの設置工事を追加したこと及び外構工事の施工面積が増加したことによる増
土	上一色中橋架替工事(その2)	大藤興業株式会社 代表取締役 大久保 健次	21. 10. 27 (308 日間)	円 462, 144, 900	今回 23. 2. 2	円 464, 747, 850(2, 602, 950) (0. 6%)	上一色側橋台の沈下の調査のために工事を一時中止したことに伴い、現場維持管理等に要する費用を追加したことによる増
木 工 事	新川橋架替工事(その2)	株式会社細田組 代表取締役 細田 正治	20. 10. 21 (548 日間)	円 624, 446, 550 643, 075, 650	第1回 23. 1. 11 第2回 23. 1. 27	円 643, 075, 650(18, 629, 100) (3. 0%) 639, 507, 750(△3, 567, 900) (△0. 6%)	場所打杭の工法を変更したこと及び想定外の地中障害物の撤去を追加施工したこと等による増 契約当初に比べて鋼材類の価格に著しい変動が生じ、契約金額が不適当と認められ、江戸川区工事請負契約約款第20条第6項(単品スライド条項)に基づき変更したことによる減

議決を得た契約の契約変更調書

No. 2

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額 (変更増減額)	説 明
土 木 工 事	新川護岸耐震補強工事（その2）	株式会社細田組 代表取締役 細田 正治	21. 10. 27 (335 日間)	円 563, 421, 600	今回 23. 2. 25	円 563, 901, 450 (479, 850) (0. 1%)	将来緑道として整備する部分に防塵対策として、アスファルト乳剤の散布を追加したことによる増
	新川広場橋（三角橋）架設工事（その1）	大藤興業株式会社 代表取締役 大久保 健次	22. 6. 15 (270 日間)	円 264, 988, 500	今回 23. 2. 3	円 270, 464, 250 (5, 475, 750) (2. 1%)	近接する下水道管の状態の観測期間延長に伴い、機材費等が増えたこと及び仮締切施工範囲の拡大により鋼矢板の施工数量が増えたこと等による増